

事業評価シート

155104 人権活動等推進事業

事業コード 155104 事業名: 人権活動等推進事業

総合計画体系 (上位の政策・施策)	政策 : 共に考え 共に歩む 安心のまち
	施策 : 人権・平和
	施策の方向: 人権教育・啓発活動の推進

主管部局名	市民部	主管課名	広報広聴人権課	会計区分	一般会計		
事業主体	市	補助単独	補助	新規・継続	継続	事業開始	昭和56年度
進捗状況	実施段階	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 29 年度				
根拠法令	座間市補助金等の交付に関する規則						
事務区分	自治事務	義務区分	非義務的経費	地域区分	市内全域		

・対象(何、誰を)


・受益者(実際に利益を受ける人) **講演会等の参加者**

・市民参加 **C**

A:地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある
 B:地域社会の主体としての市民の参加がある
 C:受益者としての市民の参加がある
 D:特に市民参加がない

・手段(市が実際に行う事業の内容)

①人権団体への補助金交付。 ②人権・同和団体の実施する研修会等への参加。 ③人権啓発講演会の実施。

 **活動指標** (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
① 市主催人権啓発事業実施回数(年間)	2 回
② 市主催人権啓発事業参加人数(年間)	300 人
③ 補助金団体の開催する研究会等の回数	6 回

活動指標の年度別状況

活動指標	① 市主催人権啓発事業実施回数(年間)			② 市主催人権啓発事業参加人数(年間)			③ 補助金団体の開催する研究会等の回数		
	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値
24(決算)	2	100.00	2	392	130.70	392	6	100.00	6
25(予算)	2	100.00	-	300	100.00	-	6	100.00	-
26(計画)	2	100.00	-	300	100.00	-	6	100.00	-
27(計画)	2	100.00	-	300	100.00	-	6	100.00	-
28(計画)	2	100.00	-	300	100.00	-	6	100.00	-
29(計画)			-			-			-

・意図(どういう状態にしたいのか)

- ①人権・同和団体の活動を支援すること等により人権意識の啓発に努める。
- ②人権啓発講演会等を通じて市民の人権意識を高める。
- ③人権が尊重された社会をつくる。

成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るための指標)

成果指標名	設定しない
目標値	0
指標式	

成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対する 割合	実績値
24(決算)	-	-	-
25(予算)	-	-	-
26(計画)	-	-	-
27(計画)	-	-	-
28(計画)	-	-	-
29(計画)	-	-	-

・事業実施上の検討課題

偏見や差別による人権侵害を防ぐため、人権啓発講演会等への参加者の増加や啓発活動の充実を図る。

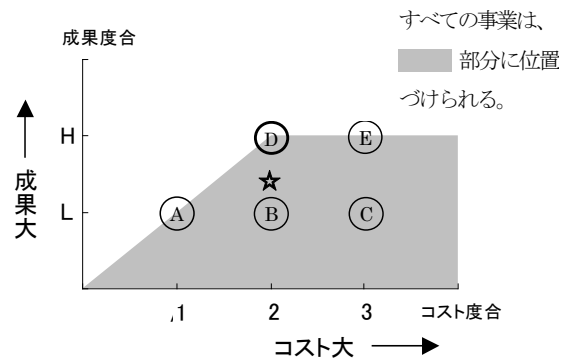
・備考(現状等)

座間市補助金等の交付に関する規則

・事業のポジショニング B (コストを維持して成果を向上) (位置付け)

・ポジショニングの説明・改善方策

市主催啓発事業を増加することにより、人権意識を高める。人権講演会等を年2回実施する他、地域に根ざした人権啓発を実施するために、各種啓発活動を実施する。



- Ⓐ:コストを増やして成果を向上
- Ⓑ:コストを維持して成果を向上
- Ⓒ:コストを削減して成果を向上
- Ⓓ:コストを現状維持(理想の状態)
- Ⓔ:コストを削減
- Ⓕ:事業を統合又は廃止

事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
24(決算)	644	520	1,130	1,774	392	4,525
25(予算)	718	534	1,195	1,913	300	6,377
26(計画)	720	534	1,192	1,912	300	6,375
27(計画)	720	534	1,189	1,909	300	6,364
28(計画)	720	534	1,187	1,907	300	6,355
29(計画)	0					

- ※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価
- ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費
- ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 **B(7点)** 改善する必要性が低い。

○必要性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

- 視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか
B(8点) 十分ニーズに即(する)している。
- 視点2 当初の事業目的を達していないか
B(8点) 十分対応している。
- 視点3 事業目的に対して効果があがっているか
C(6点) 公共性等から市が実施する方が妥当である。

○効率性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

- 視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか
B(7点) 十分効果がある。
- 視点2 他市と比べてコストはどうか
C(6点) 効率的である。
- 視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか
B(7点) 取り組んでおりほとんど改善の余地はない。

○有効性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

- 視点1 政策達成のために有効か
B(8点) 高い。
- 視点2 期待された成果が得られているか
C(6点) 得られている。

○公平性について **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

- 視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか
A(9点) 限定されていない。
- 視点2 受益者の費用負担は適当か
 - 評価対象外

○優先性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

- 視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか
B(8点) 優先度が高い。
- 視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか
C(6点) 無視できない影響がある。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

(内部評価詳細)

一次評価＝所管部局長の評価
二次評価＝行政評価委員会の評価

改善性 ↓ 高	A (10～9点)
	B (8～7点)
	C (6～5点)
	D (4～3点)
	E (2～1点)

事業評価(内部): B (7点) 一次評価: B (7点) 二次評価: B (7点)

必要性	視点	①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か ②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か ③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・8 B・8 C・6 B・7	人権擁護に関する意識啓発は重要であるので、人権相談や講演会の開催、関係団体への支援、協力は必要である。	B・8 B・8 C・6 B・7
効率性	視点	①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か ②他市と比べてコストはどうか ③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・7 C・6 B・7 B・7	法務省委嘱の人権擁護委員による人権擁護活動に対する支援をはじめ、人権団体への支援など一定のコストを見る必要がある。	C・6 C・6 C・6 C・6
有効性	視点	①事業を実施することでの施策目標への貢献度 ②成果を向上させる余地はあるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	B・8 C・6 B・7	人権啓発は、人が生きる権利の根本的課題につながり、必須の事業である。	B・8 C・6 B・7
公平性	視点	①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	A (9点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	A・9 — A・9	相談事業や講演会においては相談者及び受講者が直接の受益者となるが、その効果は全市民に波及し、心豊かな市民生活の向上が得られる。また、人権団体への支援は特定の者の利益に供するものでなく、社会の幸福に供されることを期待している。	A・9 — A・9
優先性	視点	①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか ②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	B・8 C・6 C・7	人権の尊重は根本的課題であり、優先してすすめる事業である。	B・8 C・6 B・7
二次評価コメント					
基本的人権の擁護、意識の啓発は重要であり、今後とも推進するとともに市として独自の事業展開も検討すべきである。					